

第2章

現状の分析

第2章 現状の分析 ～子どもと青少年を取り巻く現状～

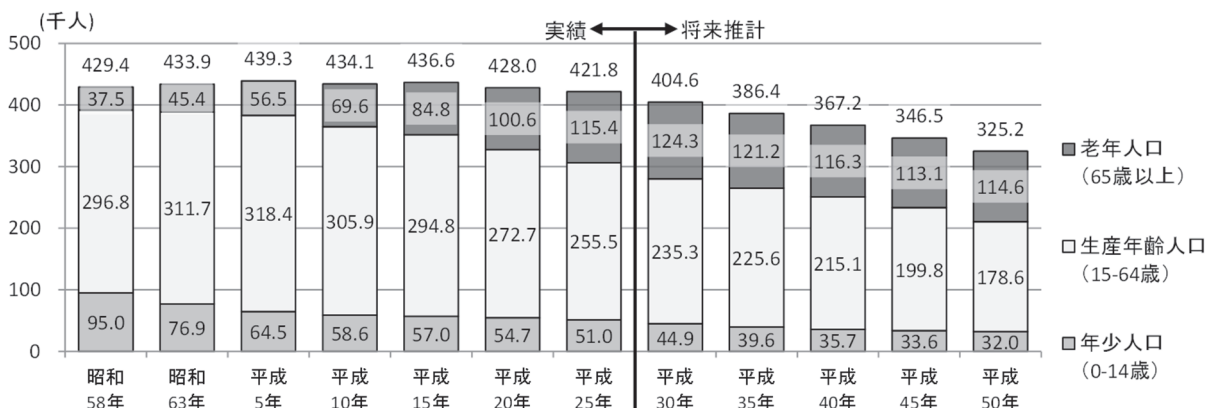
1. 人口の推移

(1) 本市人口の推移（昭和58年から平成50年）

本市の総人口（住民基本台帳による人口）は、平成5年あたりをピークに緩やかな減少傾向にあります。平成25年には約42万2千人となっており、10年前の平成15年と比較すると約1万5千人の減少となりました。また、本市の年少人口（0歳から14歳）の推移をみると、昭和58年の約9万5千人から平成25年には約5万1千人まで減少し、本市においても急速な少子化が進行しています。

将来の人口については、出生、死亡や人口移動について一定の仮定を設けて推計を行っています。本市の総人口は、平成25年に約42万2千人でしたが、平成35年には約38万6千人に、さらに平成50年には約32万5千人まで減少すると推計しています。年少人口（0歳から14歳）は、平成25年に約5万1千人でしたが、平成35年には約4万人に、さらに平成50年には約3万2千人に減少していくと推計しています。

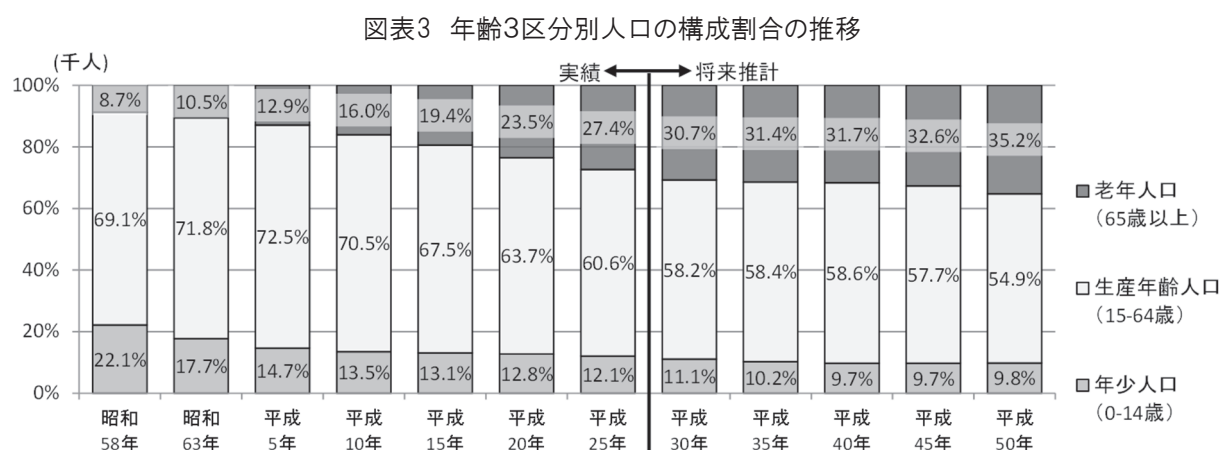
図表2 総人口及び年齢3区分別人口の推移



出所：平成25年までは住民基本台帳より作成、平成30年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

※各年10月1日時点

年齢を0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3つに区分したときの各年齢区分の全体に対する割合の推移について、年少人口の割合は、昭和58年には22.1%でしたが平成25年には12.1%まで減少しました。子どもを出産する可能性がある生産年齢人口の割合も急速に減少しています。さらに将来推計による年少人口割合は、平成25年の12.1%から平成35年には10.2%、平成50年には9.8%へと低下していくと推計しています。

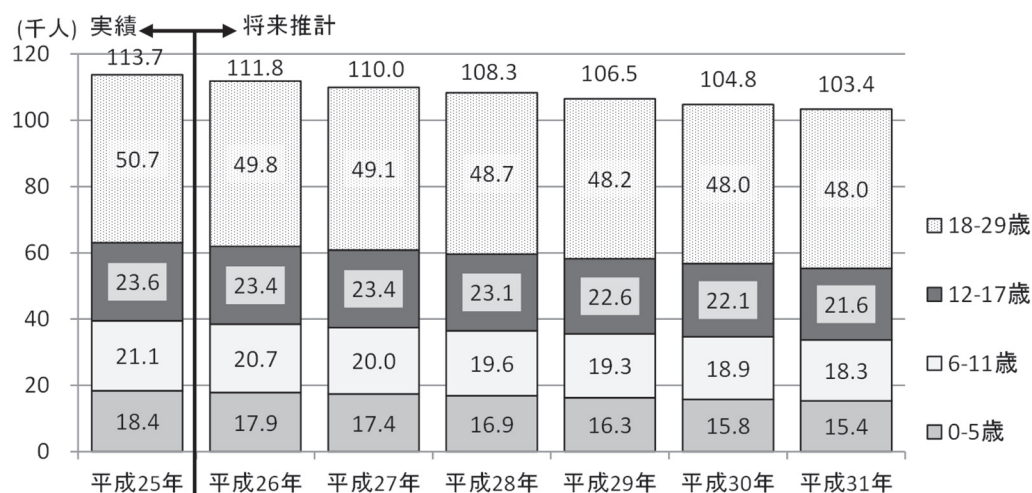


出所：平成25年までは住民基本台帳より作成、平成30年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成
 ※各年10月1日時点

(2) 計画期間における、子ども・青少年人口の推移

計画期間（平成27年度から平成31年度）における、本プランの対象となる子ども・青少年人口の推移は、0歳から5歳の就学前児童では、平成25年の約1万8千人から平成31年には約1万5千人に、6歳から11歳の就学児童では平成25年の約2万1千人から平成31年には約1万8千人に、子ども・青少年の総数では平成25年の約11万4千人から平成31年には約10万3千人に減少していくと推計しています。

図表4 計画期間における子ども、青少年人口の推移



出所：平成25年は住民基本台帳から、平成30年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成
 ※各年10月1日時点

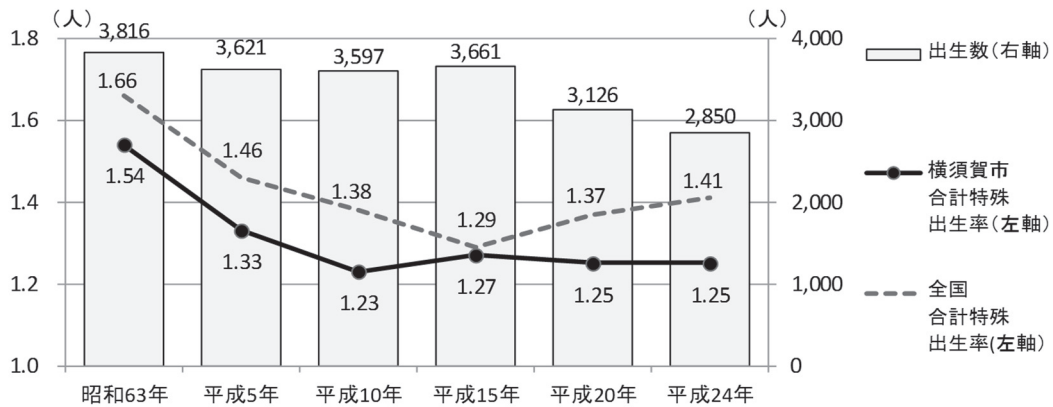
2. 少子化の現状

(1) 出生数及び合計特殊出生率の低下

本市の出生数は、昭和63年には3,816人でしたが、平成24年には2,850人となりました。昭和63年から平成24年の24年間で出生数は25.3%減少しています。

全国の合計特殊出生率は平成15年頃を底に平成24年には1.41まで回復していますが、本市の合計特殊出生率は全国の数値ほどには回復していません。平成15年の全国と本市の合計特殊出生率の差は0.02ポイントでしたが、平成24年には国が1.41、本市が1.25で0.16ポイントの差が生じています。

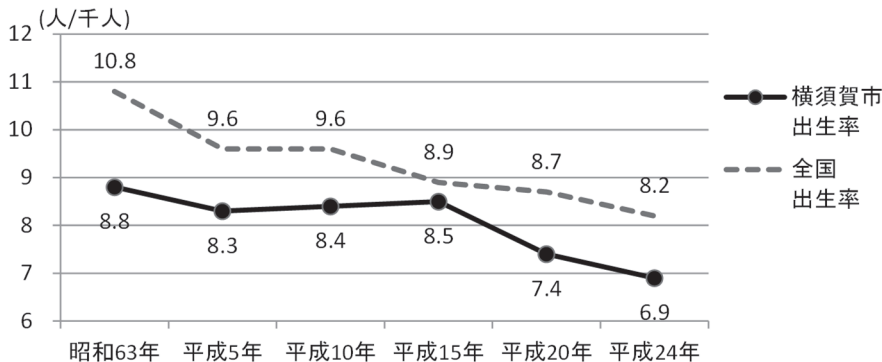
図表5 出生数と合計特殊出生率の推移



出所：「衛生年報平成25年度版」横須賀市健康部

全国の人口千人当たりの出生率は緩やかな低下傾向にあります。本市の人口千人当たりの出生率は、全国の数値と比較して低い水準にあり、近年ではその差が拡大する傾向にあります。平成に入ってから本市の出生率は減少傾向にあり、平成24年には6.9に落ち込み、大変厳しい少子化の状況が続いています。

図表6 出生率の推移

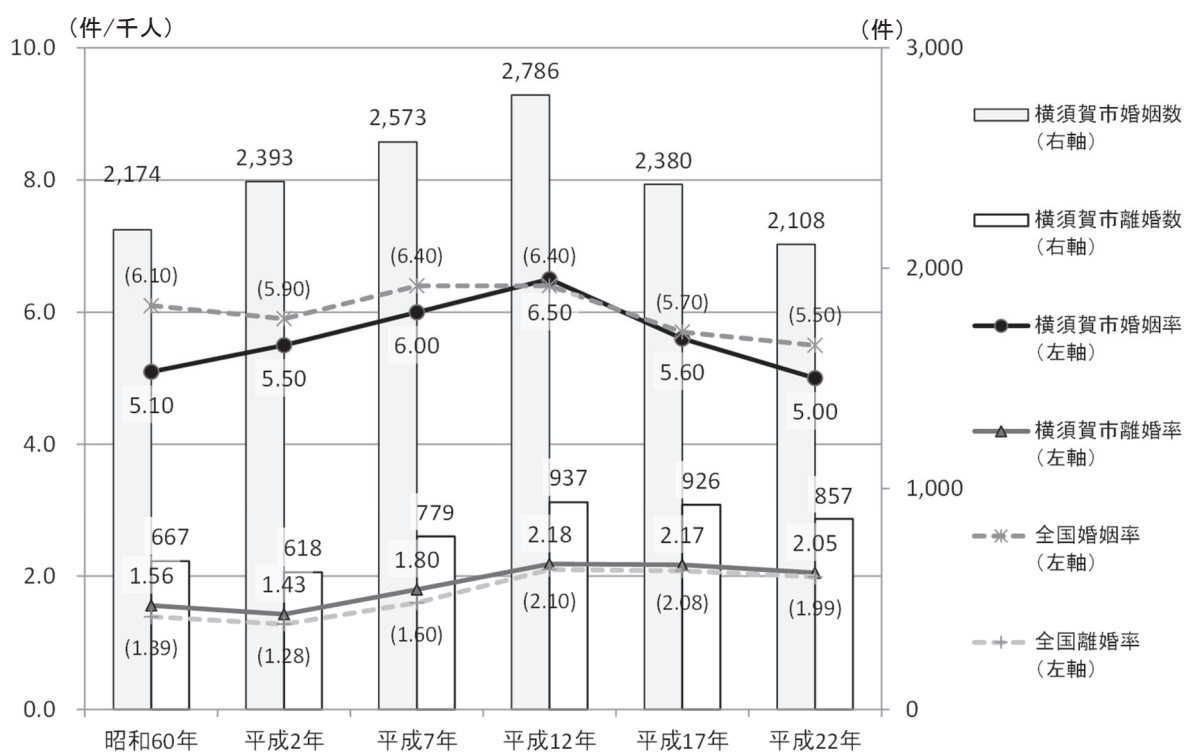


出所：「衛生年報平成25年度版」横須賀市健康部

(2) 未婚化、晩婚化の進行

出生数が減少し、少子化が進行した要因の一つとして婚姻件数の減少があげられます。本市の婚姻の動向として、平成12年の婚姻件数が2,786件でしたが、平成22年には2,108件に減少しています。また、人口千人当たりの婚姻率は平成12年には全国の数値を上回りましたが、平成22年では国が5.5、本市が5.0で0.5ポイントの差が生じています。なお、離婚件数は、平成12年以降は年間900件前後、人口千人当たりの離婚率は国、本市とも2.0前後と横ばいで推移しています。

図表7 婚姻数・婚姻率、離婚数・離婚率の推移

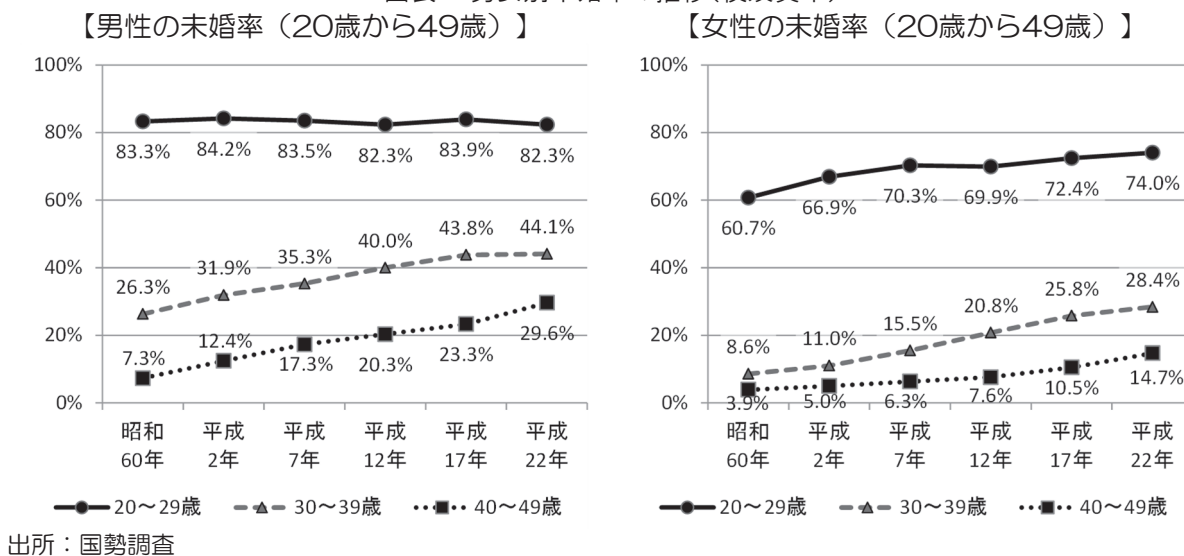


出所：横須賀市の値「衛生年報平成25年度版」横須賀市健康部、全国の値「人口動態統計」厚生労働省
 ※ () 内の数値は全国の数値

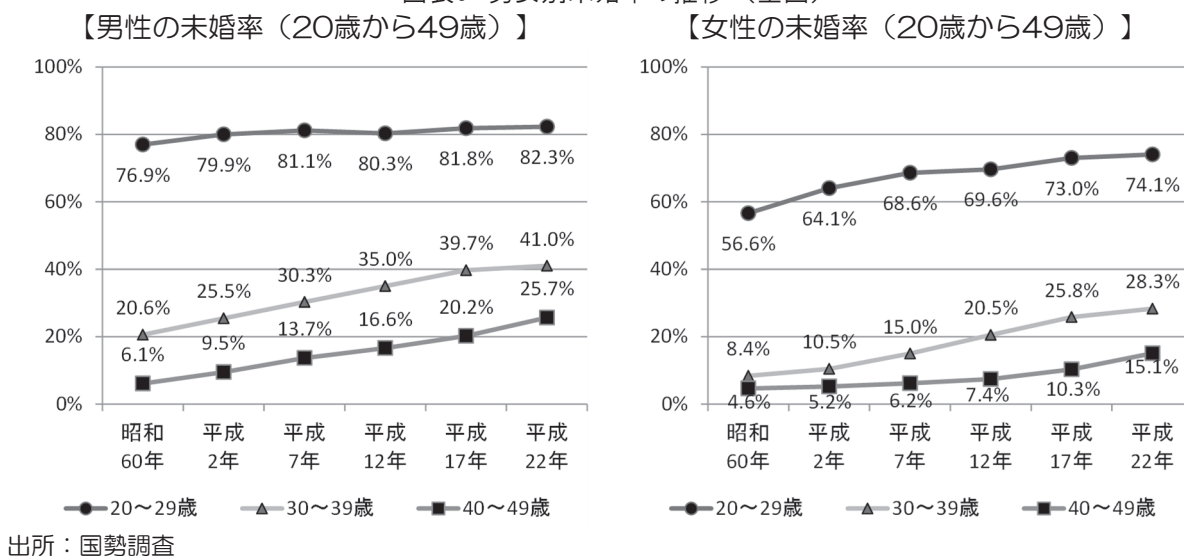
人口千人当たりの婚姻率の低下の要因に未婚率の上昇があげられます。未婚率の推移をみると、国、本市ともに女性に比べて男性の未婚の割合が高く、男性は30歳代、40歳代、女性では全ての年代で未婚率が上昇傾向にあります。

本市の平成22年の30歳代男性未婚率は44.1%に達しています。30歳代の女性の未婚率は、平成12年と平成22年の比較で7.6ポイント上昇、平成17年と平成22年の比較で2.6ポイント上昇し、平成22年では28.4%となっています。

図表8 男女別未婚率の推移(横須賀市)

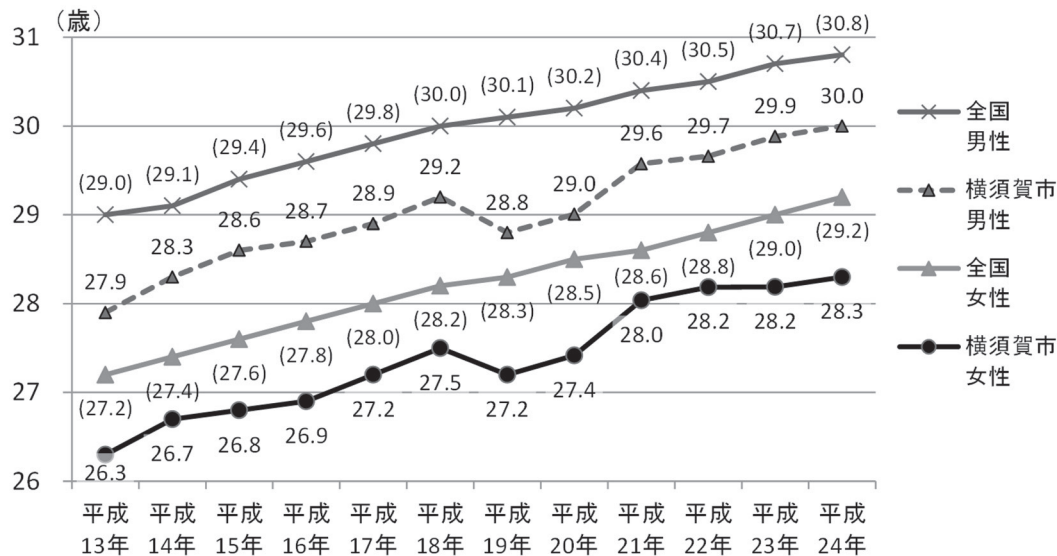


図表9 男女別未婚率の推移（全国）



未婚率の上昇に伴い、国及び本市の平均初婚年齢（夫婦とも初婚）は男女ともに上昇しています。本市の平均初婚年齢は、男女ともに全国平均を下回ってはいるものの、平成24年には男性が30.0歳、女性が28.3歳となり、10年前の平成14年と比較すると、男性は1.7歳、女性は1.6歳平均初婚年齢が上昇し、男女ともに晩婚化が進んでいます。

図表10 男女別平均初婚年齢の推移(夫婦とも初婚)

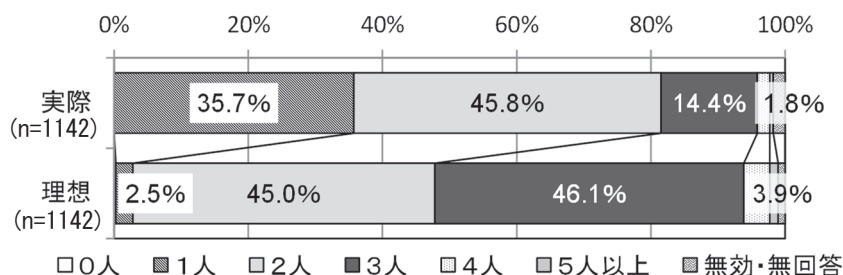


出所：横須賀市の値「衛生統計年報」神奈川県、全国の値「人口動態統計」厚生労働省
 ※ () 内の数値は全国の数値

(3) 子どもの数に関する希望と実際

本市の「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）によると、就学前児童（0歳から5歳）を持つ世帯の約6割が、理想的な子どもの人数より実際の子どもの人数が少ないと回答しています。理想的な子どもの人数の平均値が2.55人であったのに対して、実際の子どもの人数の平均値は1.84人となっています。

図表11 実際の子どもの人数と理想的な人数の比較（就学前児童）

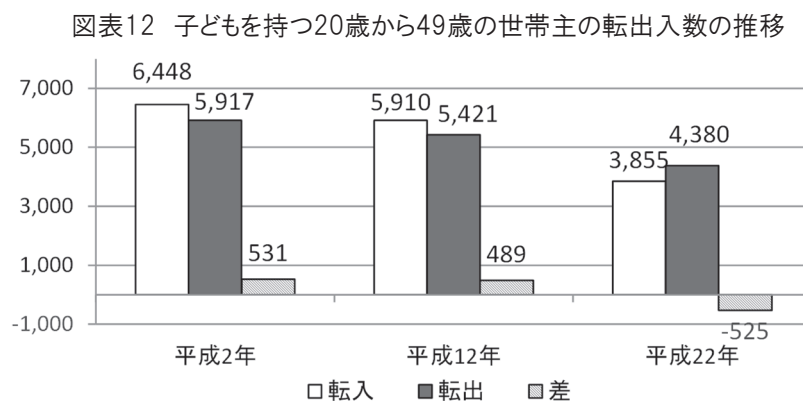


出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

理想の子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由についてアンケート調査（就学前児童）の結果をみると、最も多いのは「金銭面の負担が大きい」であり、その割合は回答者の6割を超えています。「育児に対する心理的・肉体的な負担増に不安がある」、「高年齢での出産に不安がある」、「働きながら子育てを出来る職場環境がない」等の理由も多くなっています。

（４） 子どもを持つ世帯の転出入数の推移

本市の少子化の要因のひとつとして、出生率の低下の要因とともに社会動態の要因（転入と転出）があげられます。子どもを持つ20歳から49歳の世帯主の転入数と転出数の推移をみると、平成2年（昭和60年から平成2年の移動）、平成12年（平成7年から平成12年の移動）においては転入超過でしたが、平成22年（平成17年から平成22年の移動）は転出超過となっています。子育て世帯の転出超過による影響が、出生数や年少人口の減少の要因の一つとなっています。



出所：「よこすか白書2012」横須賀市都市政策研究所

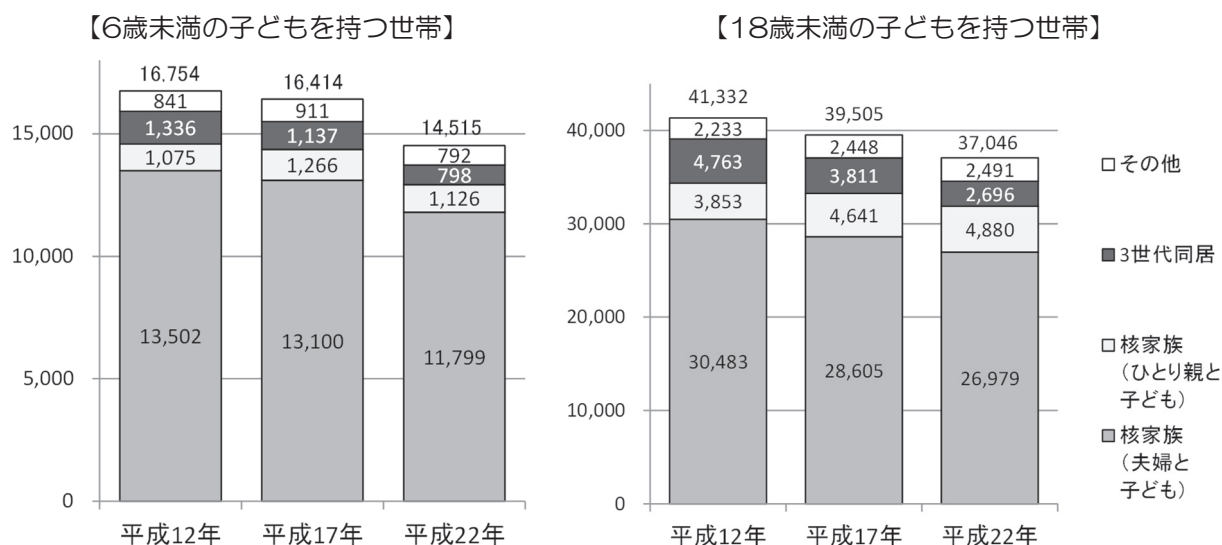
3. 子どもと青少年を取り巻く現状

(1) 子育て世帯の減少

本市の子どもを持つ世帯の数は過去10年で大きく減少しています。6歳未満の子どもを持つ世帯の数は、平成12年から平成22年にかけて約2,200世帯減少（13.4%減少）しました。18歳未満の子どもを持つ世帯の数は、平成12年から平成22年の間に約4,300世帯減少（10.4%減少）しました。子育て世帯の数が減少することは、身近な地域に同じ年齢の子どもを持つ子育て世帯が減少することにつながり、地域のつながりを持ちにくくする要因にもなります。

また、子育て世帯の家族構成として、核家族世帯、なかでもひとり親と18歳未満の子どもで構成する核家族世帯の数が増加しています。また、祖父母、親、子どもが同居する3世代同居世帯の数は減少しています。家族の規模が小さくなり、子育ての負担感や孤立感が高まる背景となっています。

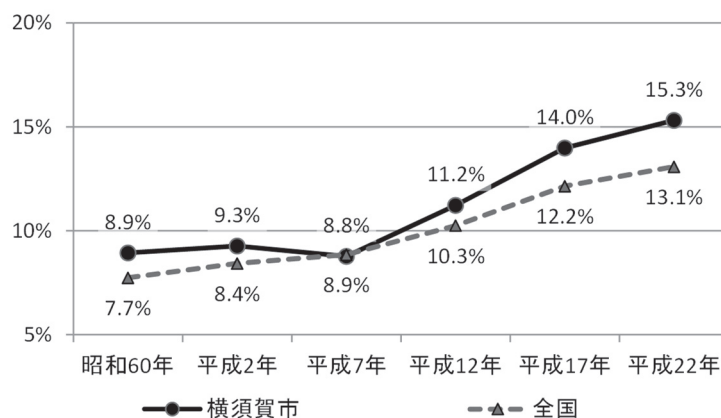
図表13 6歳未満(左図)、18歳未満(右図)の子どもを持つ世帯数の推移



出所：国勢調査

18歳未満の子どもを持つ核家族世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成12年以降全国の数値を上回り、平成22年時点では15.3%まで増加しました。

図表14 核家族世帯に占めるひとり親世帯の割合(全国、横須賀市)



出所：国勢調査

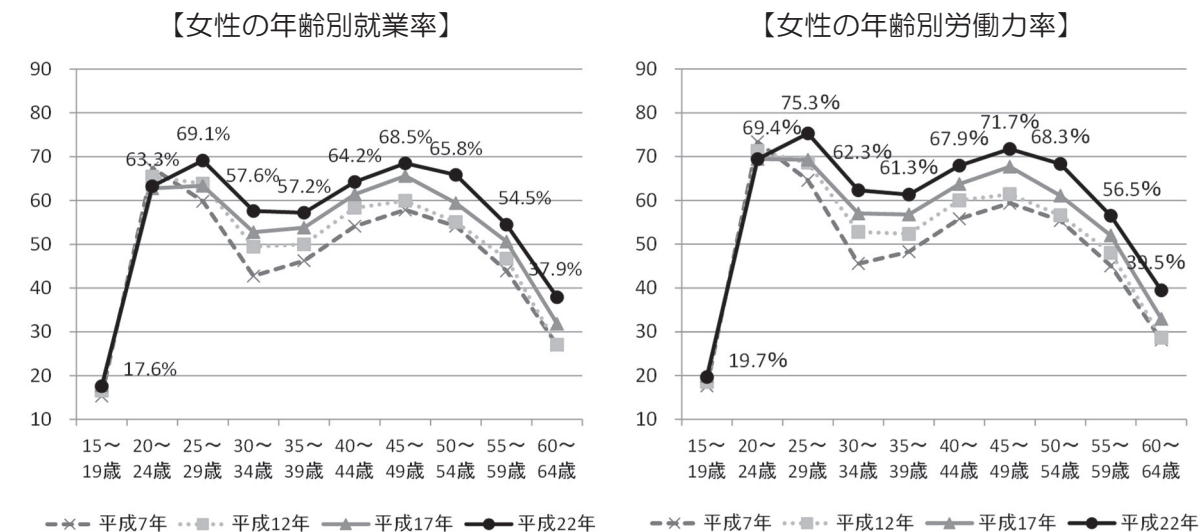
(2) 共働き世帯の増加

我が国の女性の年齢別の就業率や労働力率⁴は、30歳代に底のあるM字カーブを描いています。結婚、出産、育児をきっかけに女性が仕事を辞めることから就業率や労働力率が落ち込むことが要因となっています。

本市においても、女性の年代別の就業率、労働力率はM字カーブを描いていますが、平成7年から平成22年の変化を見ると、M字カーブの底が徐々に浅くなってきており、30歳代から40歳代を中心とする子育て世代においても就労する女性の割合が高まっていることを示しています。

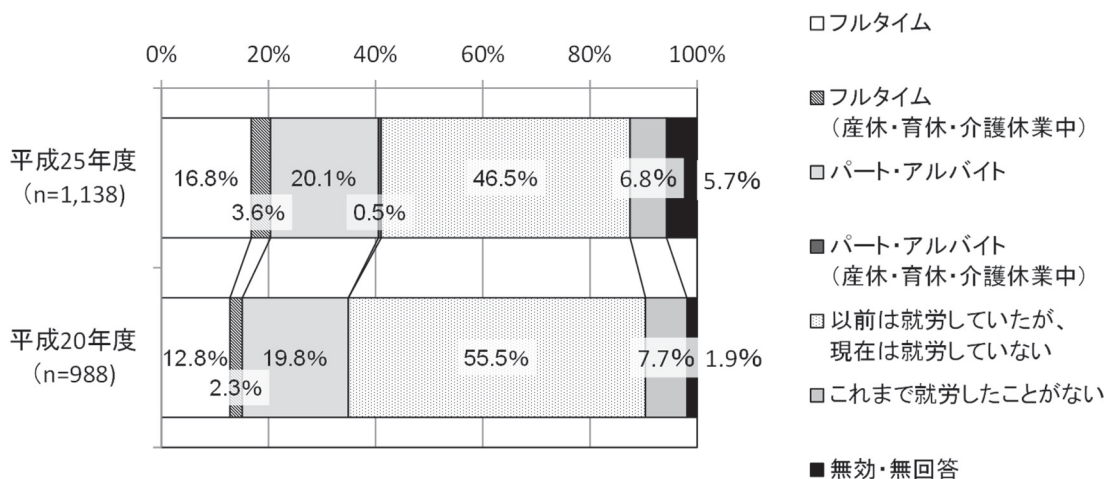
⁴ 労働力率とは、人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合を指す。完全失業者とは就職活動を行っている失業者を指す。

図表15 女性の就業率、労働力率の推移



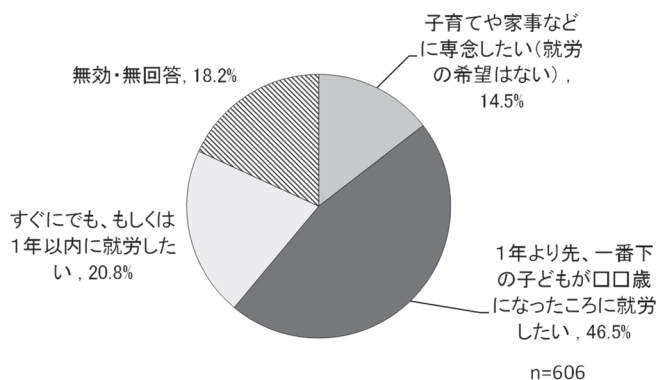
子育てに関する金銭的な負担や、将来に対する不安等を背景に、就労する母親の割合が増加しています。アンケート調査（就学前児童）によると、就労している母親の割合は、5年前と比較して6.1ポイント増加し約40%に達しています。

図表16 母親の就労状況の変化(就学前児童)



また、未就労の母親のうち、今後就労を希望する割合は67.3%に上り、共働き世帯が今後も増加していくことが予測されます。

図表17 未就労の母親の就労希望(就学前児童)

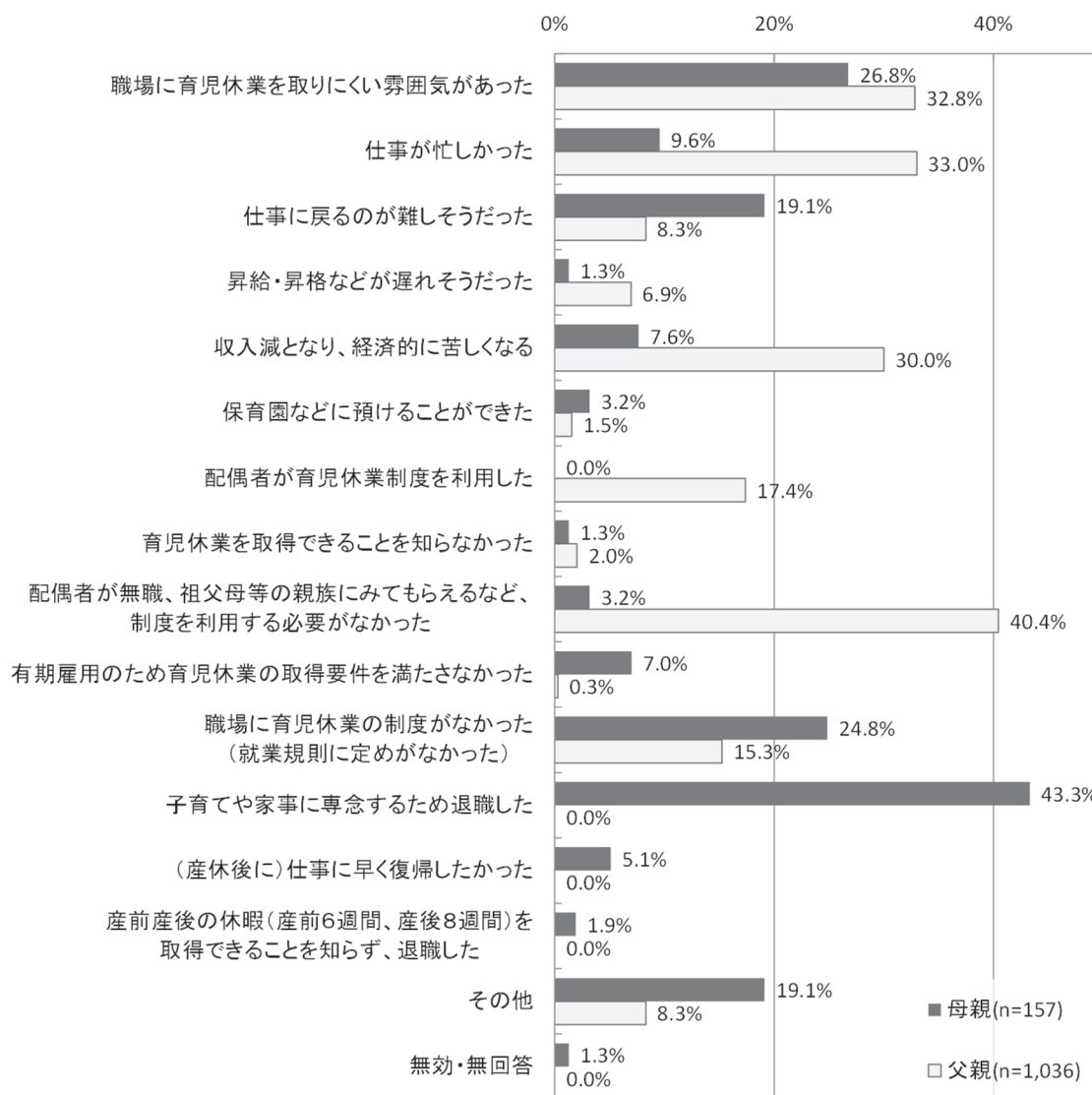


出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

育児休業の制度化が進んでいますが、実際に利用することができない場合も多く存在しています。アンケート調査（就学前児童）によると、子どもが生まれた時に母親が働いていなかった割合は全体の62.2%、育児休業を取得した割合は21.1%、育児休業を取得していない割合は13.7%でした。父親の場合、育児休業を取得した割合は全体の1.1%で、育児休業を取得していない割合は90.7%でした。

育児休業を取得していない理由として希望どおりのものを除くと、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」等、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」等があげられており、育児休業を取得しにくい状況が存在していることが示唆されます。

図表18 育児休業を取得しなかった理由(就学前児童)

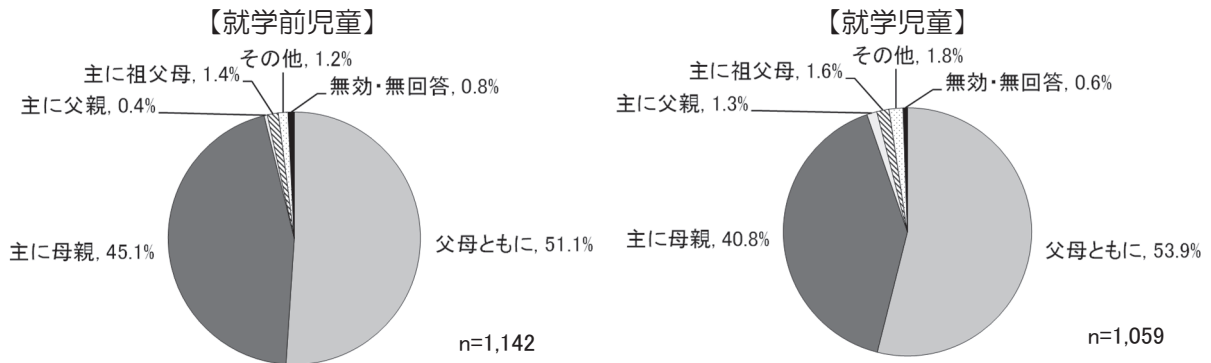


出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

(3) 子育ての孤立化と負担感の増加

アンケート調査（就学前児童・就学児童）によると、子育てを主に行っている人として「父母ともに」と回答した割合は約5割で、「主に母親」と回答した割合は4割台となっています。父母ともにと回答した割合が半数にとどまる背景には、父親の長時間労働や単身赴任等の就労状況により、日常的に子育てにかかわることが難しいという実態があるものと思われる。

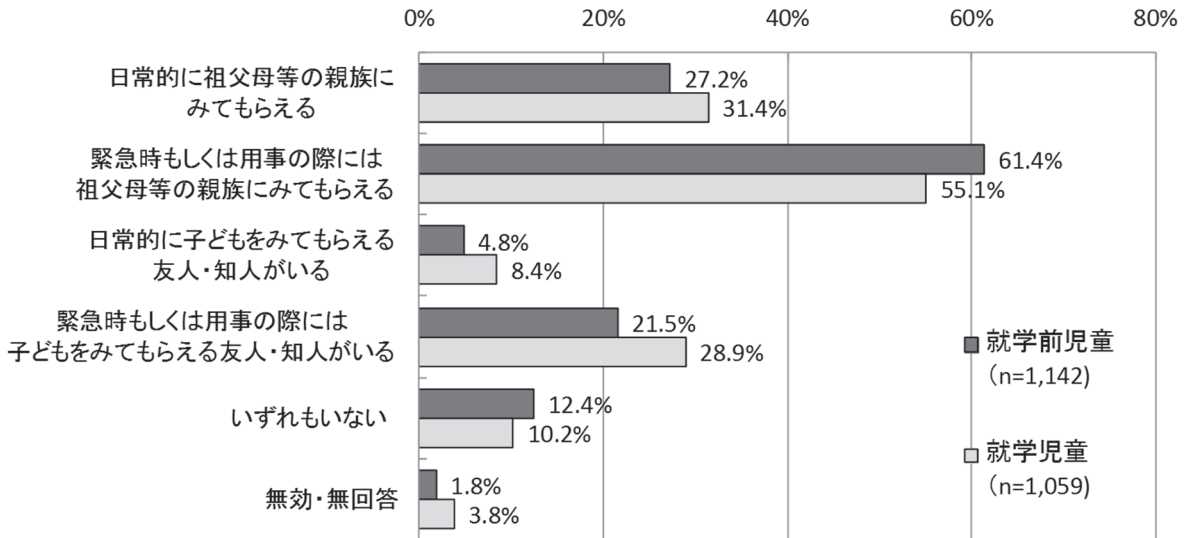
図表19 子育てを主に行っている人



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

日常的あるいは緊急時に子どもをみてもらえる親族や知人の有無について尋ねたところ、そのような親族や知人がいないと回答した割合は、就学前児童調査で12.4%、就学児童調査で10.2%となっており、身近な地域に子育てを支えあえるような祖父母や、知人がいない世帯が1割程度存在することが伺えます。また、祖父母や友人等から日常的に子育てのサポートが得られない子育て世帯が半数以上を占めています。

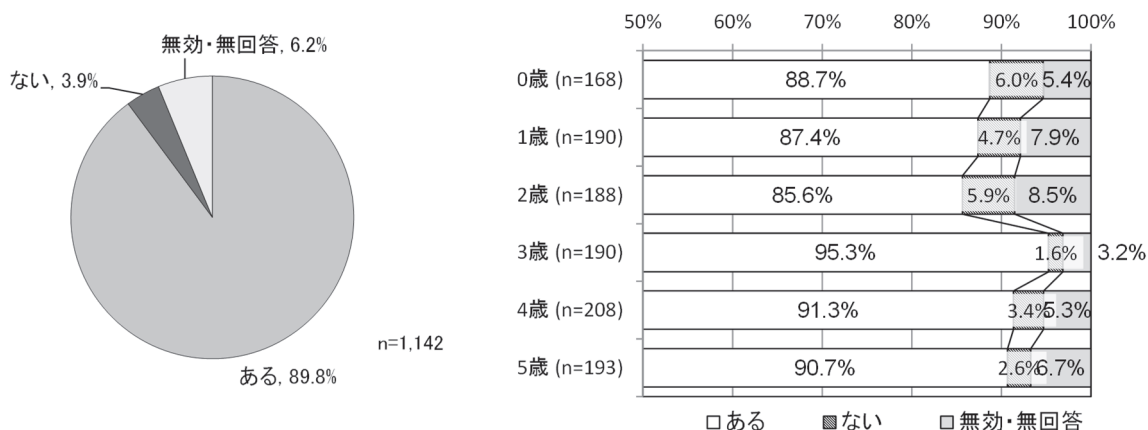
図表20 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

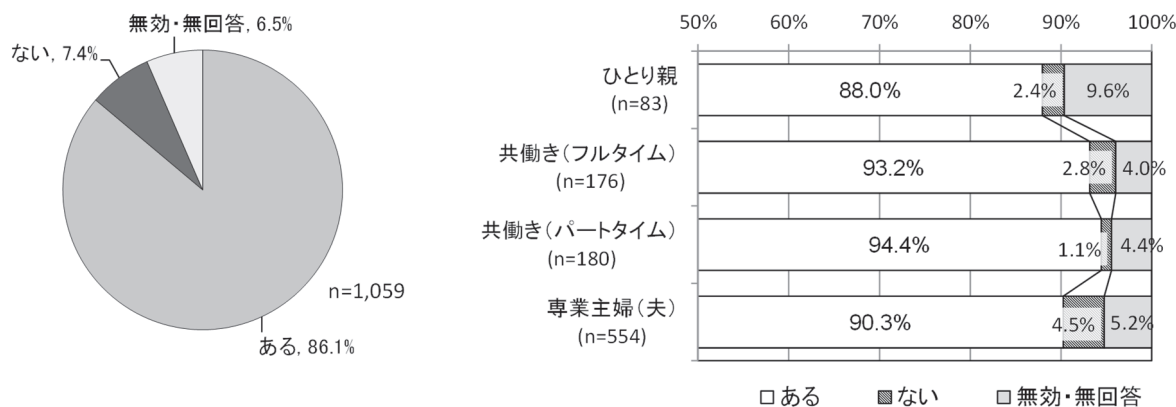
さらに、子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所があるかを尋ねたところ、就学前児童を持つ世帯の3.9%が気軽に相談できる人や場所がないと回答しました。その中でも、0歳から2歳の子どもを持つ世帯の5から6%程度は気軽に相談できる先がないと回答しています。就学児童調査では、気軽に相談できる人や場所がないと回答した割合は全体の7.4%でした。

図表21 気軽に相談できる人・場所の有無(就学前児童)



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

図表22 気軽に相談できる人・場所の有無(就学児童)⁵



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

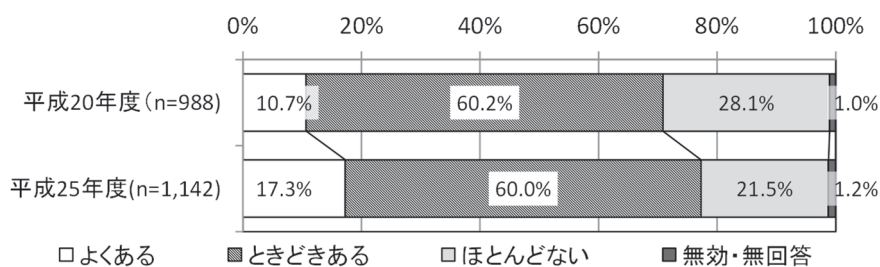
⁵ 両親の働き方の分類のうち、共働き（フルタイム）は両親ともに1日8時間、週5日程度のフルタイムで就労している世帯、共働き（パートタイム）は両親のいずれかがパートタイムやアルバイトで就労している世帯を表す。両親ともにパートタイム、両親ともに無業の世帯は該当する世帯数が少なく割合による表示が適当ではないため省略している。

(4) 子育てに関する不安や悩み

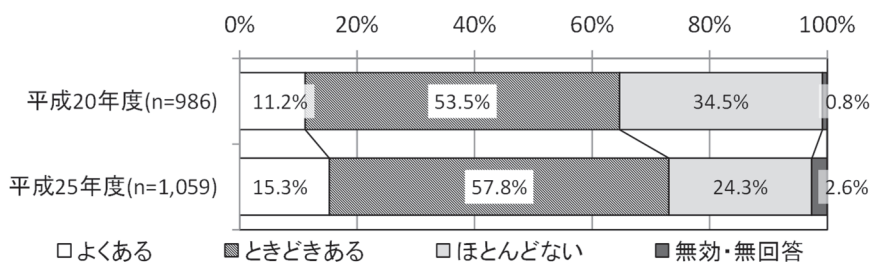
アンケート調査によると、子育てをするうえで不安やストレスを感じたことがあると回答した割合は、5年前と比較して大きく増加しています。就学前児童を持つ世帯では、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は77.3%で、5年前の調査と比較すると6.4ポイント増加しています。小学校に就学している児童をもつ世帯では、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は73.1%で、5年前の調査と比較すると8.4ポイント増加しています。

子育てをするうえで不安やストレスがほとんどないと回答した人は、不安やストレスを感じることをよくあると回答した人に比べて、配偶者や祖父母等の親族、友人や知人等の身近な人に気軽に相談できると回答する傾向にありました。

図表23 子育てをするうえで不安やストレスを感じたことがあるか(就学前児童)



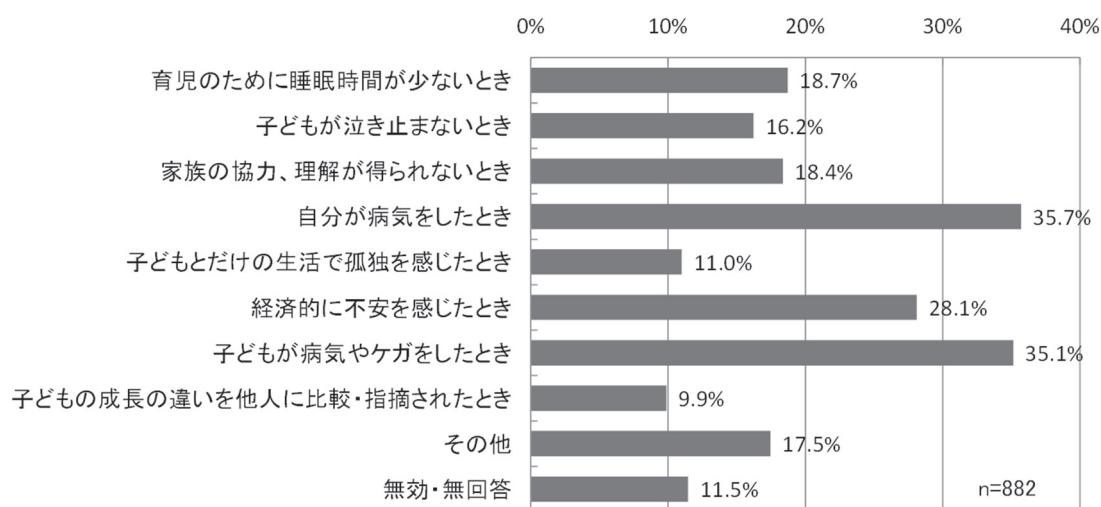
図表24 育てをするうえで不安やストレスを感じたことがあるか(就学児童)



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年
「子育て支援アンケート調査」平成20年

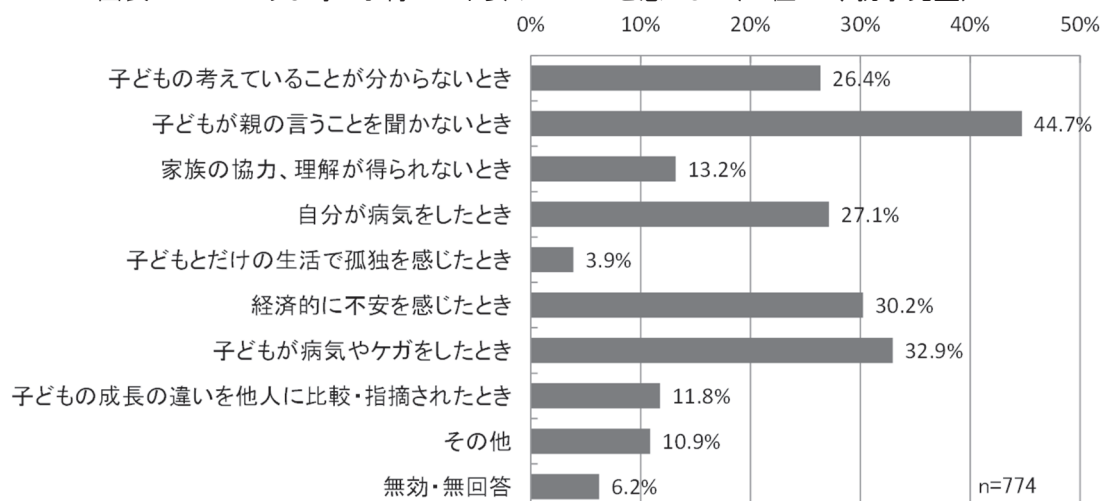
どのような時に子育てで不安やストレスを感じるかを尋ねたところ、就学前児童調査では、「自分が病気をしたとき」が35.7%、「子どもが病気やケガをしたとき」が35.1%と病気やケガで不安やストレスを感じる割合が高くなっています。次いで「経済的に不安を感じたとき」が28.1%となっています。なお、5年前に実施した調査と比較すると経済的に不安を感じたときと回答した割合が、就学前児童調査で7.4ポイント、就学児童調査で9.5ポイント増加しています。

図表25 どのような時に子育てで不安やストレスを感じるか(上位3つ、就学前児童)



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

図表26 どのような時に子育てで不安やストレスを感じるか(上位3つ、就学児童)



出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

就学前の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「経済的な負担に関すること」でした。経済的な負担の具体的な内容としては、幼稚園、保育所等の保育料が高く金銭的な負担が大きいという意見や、将来の養育費に関する不安等があげられています。

また、1歳から2歳の子どもを持つ保護者から「子どもが言うことを聞かないなどの育児ストレス」が悩みとして多くあげられています。

図表27 子育ての悩みに関する自由回答(就学前児童)

順位	子育てをするうえでの悩み	割合
1	経済的な負担に関すること	12.7%
2	子どもが言うことを聞かないなどの育児のストレス	9.3%
3	子育ての仕方(育児の方針、しつけ、叱り方等)	7.5%
4	子どもの居場所・遊び場が少ないこと	6.8%
5	子どもの発達・発育に関すること	5.2%

出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

小学生の子どもを持つ家庭で、子育ての悩みとして最も多かったのが「経済的な負担に関すること」、次いで「子育ての仕方(育児の方針、反抗期の対応等)」、「子どもの友人関係、いじめの不安」という回答でした。ひとり親や両親ともフルタイムで勤務している共働きの保護者からは、「子どもと向き合う時間が少ない」ことが「経済的な負担」に次いで多くあげられています。

図表28 子育ての悩みに関する自由回答(就学児童)

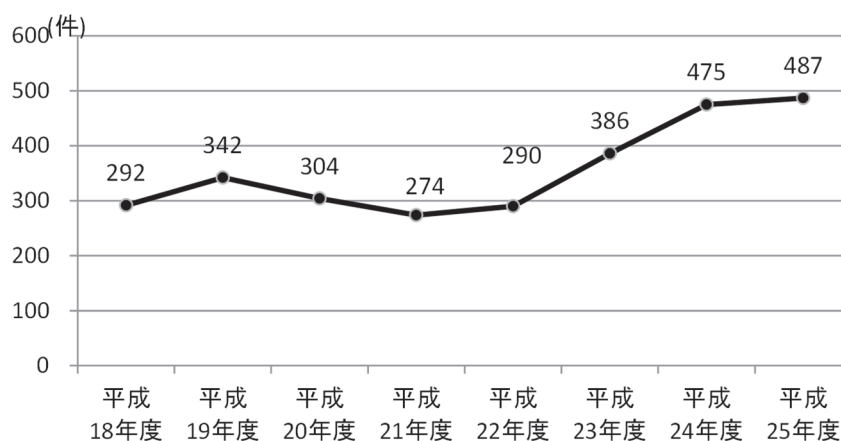
順位	子育てをするうえでの悩み	割合
1	経済的な負担に関すること	12.7%
2	子育ての仕方(育児の方針、反抗期の対応等)	8.5%
3	子どもの友人関係、いじめの不安	7.3%
4	子どもと向き合う時間が少ない	5.2%
5	子どもが言うことを聞かないなどの育児のストレス	4.6%

出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

(5) 児童虐待相談件数の増加

子育てにかかわる不安やストレスの増加や、社会の児童虐待への意識が高まったこと等のさまざまな要因により、児童虐待に関する通告や相談が増加しています。本市で把握した児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成25年度では487件となっています。

図表29 児童虐待相談件数の推移



出所：横須賀市こども育成部

(6) 子どもの貧困

子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図れるよう、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市では、子どもの貧困に関する主な指標として、保育所や小中学校に入所・入学している子どもを持つ世帯の課税状況に着目し、生活保護世帯及び市民税や所得税非課税世帯等が概ね20%程度あり、経済的に厳しい世帯があることが分かります。

図表30 保育所入所児童の所得税等階層状況

区分		児童数	割合
生活保護世帯		69人	22.8%
所得税 非課税 世帯	かつ市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	434人	
	かつ市民税非課税世帯（上記以外）	148人	
	かつ市民税課税世帯	251人	
所得税課税世帯		3,061人	77.2%
計		3,963人	100.0%

出所：横須賀市こども育成部（平成25年度末）

※所得税は前年分、市民税は前年度分

図表31 小学校における就学奨励費階層状況

区分	児童数	割合
要保護児童援助数（生活保護）	34人	21.3%
準要保護児童援助数	4,357人	
児童数（平成26年3月3日）	20,521人	100.0%

出所：横須賀市教育委員会（平成25年度末）

図表32 中学校における就学奨励費階層状況

区分	生徒数	割合
要保護生徒援助数（生活保護）	42人	21.0%
準要保護生徒援助数	2,191人	
生徒数（平成26年3月3日）	10,624人	100.0%

出所：横須賀市教育委員会（平成25年度末）

（7）子育て支援に対する要望

アンケート調査によると、就学前の子どもを持つ保護者が有効と感じる子育て支援として、最も回答が多かったのは「地域における子育て支援の充実」（36.2%）でした。さらに、子育てと仕事を両立するための環境整備に関して、「仕事と家庭生活の両立の支援」、「保育サービスの充実」、「小学校の放課後等の居場所の充実」等の要望が多く寄せられています。

アンケートの自由回答では、保育サービスの充実に関して、保育所の定員増加や、待機児童の解消への要望が多くみられました。また、「子どもの居場所や遊び場」に関する環境整備として、地域の公園の整備、公園の遊具の改善、屋内の遊び場の充実に関する要望が寄せられています。

図表33 子育てをするうえで有効な支援や対策（上位3つを回答、就学前児童）

順位	支援・対策	割合
1	地域における子育て支援の充実	36.2%
2	仕事と家庭生活の両立の支援	34.1%
3	保育サービスの充実	33.5%
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	31.6%
5	小学校の放課後等の居場所の充実	26.2%

出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

小学生の子どもを持つ保護者が有効と感じる子育て支援は、「小学校の放課後等の居場所の充実」（41.9%）でした。次いで、「仕事と家庭生活の両立の支援」があげられています。なお、ひとり親世帯や共働き世帯では、「仕事と家庭の両立の支援」と回答した割合が最も高くなっています。

アンケートの自由回答では、放課後の居場所に関する要望として、学童クラブの運営支援を求める意見、学童クラブの保育料が高く利用できないという意見、わいわいスクールやみんなの家の開設を求める意見が多くみられました。

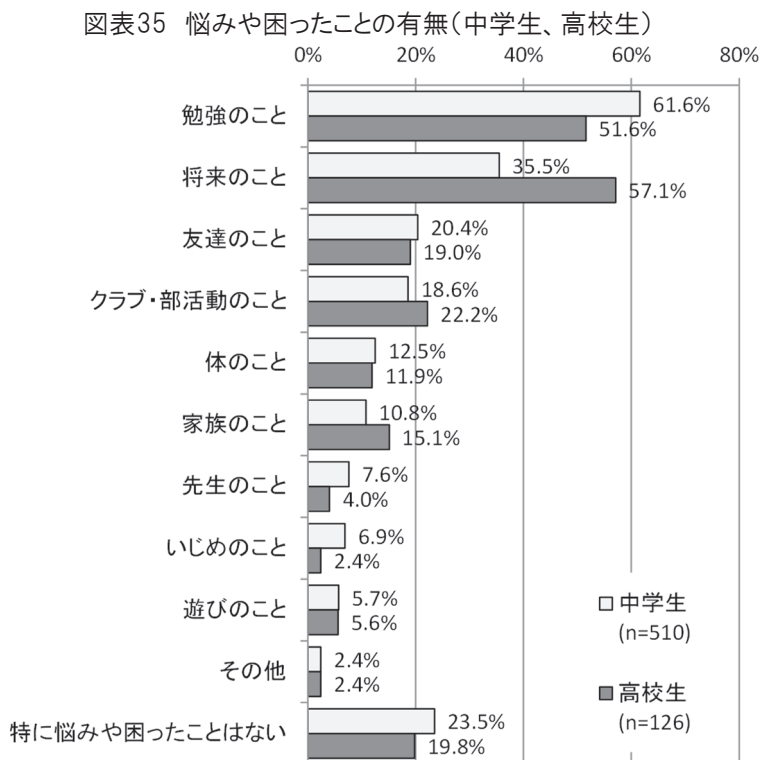
図表34 子育てをするうえで有効な支援や対策(上位3つを回答、小学生)

順位	支援・対策	割合
1	小学校の放課後等の居場所の充実	41.9%
2	仕事と家庭生活の両立の支援	35.3%
3	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	30.6%
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	30.1%
5	地域における子育て支援の充実	29.2%

出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

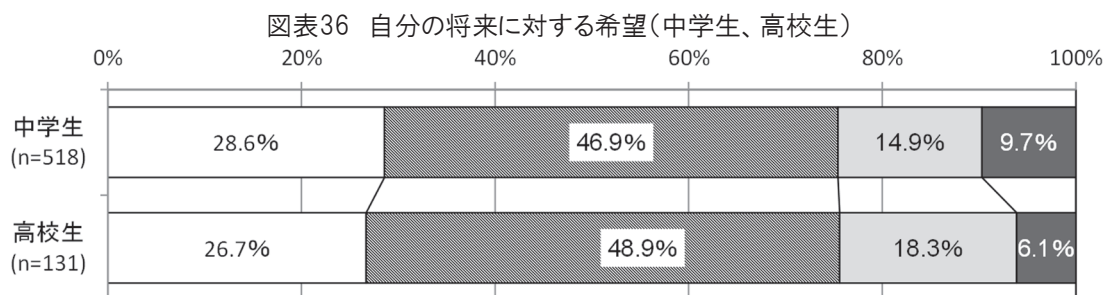
(8) 青少年の悩み、将来に対する希望

中学生、高校生を対象とした横須賀市教育アンケート報告で、悩みや困ったことの有無について尋ねたところ、中学生では「勉強のこと」が61.6%、「将来のこと」が35.5%でした。高校生では「将来のこと」が57.1%、「勉強のこと」が51.6%でした。



出所：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」平成25年

また、自分の将来に対する希望を持っているかを尋ねたところ、中学生の14.9%、高校生の18.3%が「あまり希望を持っていない」と回答しています。



□具体的に持っている ■何となく持っている □あまり持っていない ■ほとんど考えていない
 出所：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」平成25年

4. 現在の事業の内容と利用状況

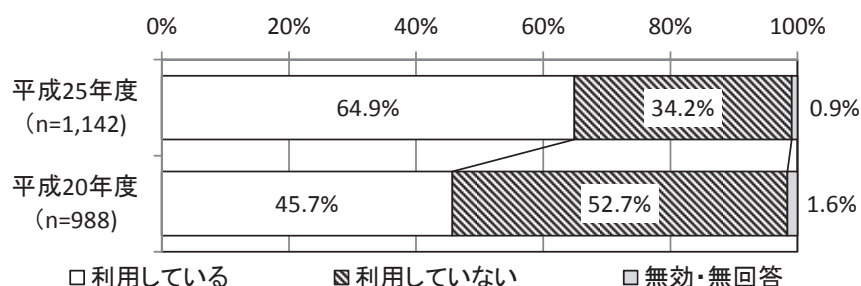
(1) 幼児期の学校教育・保育事業の利用状況

① アンケート調査による教育・保育事業の利用状況

アンケート調査（就学前児童）によると、幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているのは全体の64.9%でした。5年前の調査と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用者は45.7%から19.2ポイント増加しています。

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、幼稚園の利用者は57.0%、認可保育所（保育所）は35.0%でした。

図表37 幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育事業の利用の有無



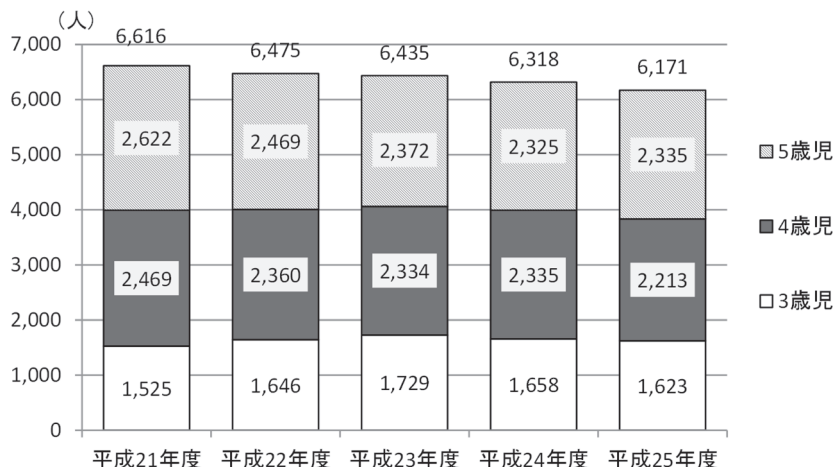
出所：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年
「子育て支援アンケート調査」平成20年

② 幼稚園の利用状況

幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの子どもの心身の発達を助長することを目的とした学校教育法に基づく施設です。本市に所在する幼稚園は平成25年度で39か所となっています。

幼稚園の利用者数は減少傾向にあります。平成21年度には6,616人でしたが、平成25年度は6,171人と445人減少しました。年齢別にみると、3歳児の利用者数は増加傾向にあり、平成21年度は1,525人でしたが、平成25年度は1,623人と98人増加しています。

図表38 幼稚園利用者数の推移



※各年5月1日時点

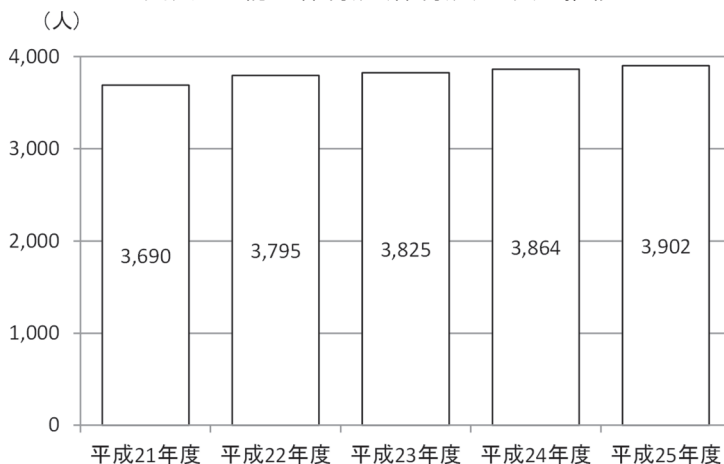
③ 保育事業の利用状況

ア 認可保育所（保育所）

保育所は、保護者の就労や病気等の理由で、昼間家庭において保育を受けられない子どもを、保護者に代わって保育する児童福祉法による施設です。本市に所在する保育所は平成25年度で41か所、定員数は3,902人となっています。平成21年度から平成25年度に保育所の定員を212人増加しました。

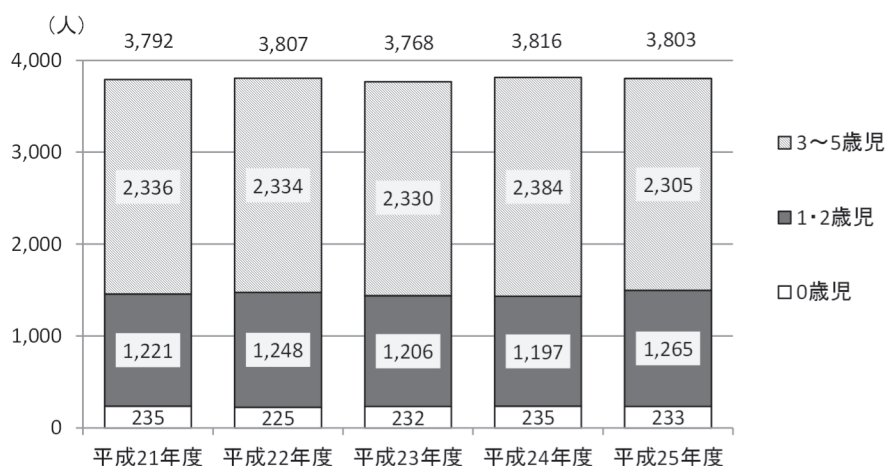
一方、本市に所在する保育所の利用者数は横ばいの状況にあります。平成25年度の市内の保育所利用者数は3,803人、市外の保育所利用者数は76人となっています。年齢別にみると、1・2歳児の利用者数は増加傾向にあり、平成21年度は1,221人でしたが、平成25年度は1,265人と44人増加しています。

図表39 認可保育所(保育所)定員の推移



※各年4月1日時点

図表40 認可保育所(保育所)利用者数の推移

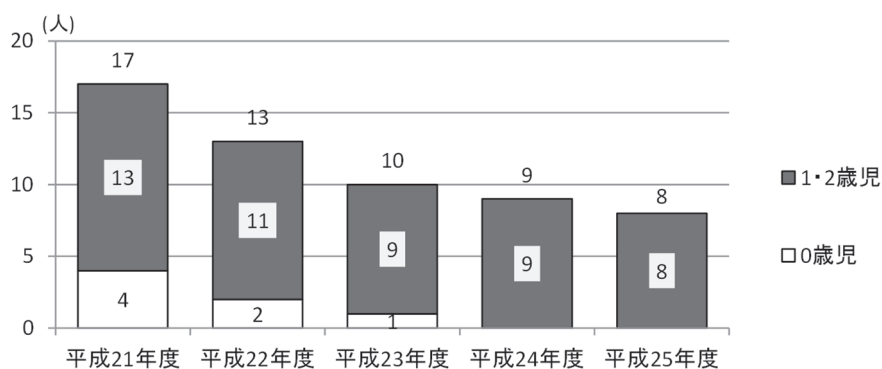


※認可保育所(市外含む)の本市市民による利用者数
 ※各年4月1日時点

イ 家庭的保育事業(保育ママ)

家庭的保育事業は、家庭保育福祉員が保護者の就労や疾病等の理由で、昼間家庭において保育を受けられない3歳未満の子どもを、保護者に代わって家庭(家庭保育福祉員の自宅)で保育を行う制度です。家庭的保育事業は、平成25年度で8人の家庭保育福祉員が登録され、利用者数は8人となっています。

図表41 家庭的保育事業利用者数の推移



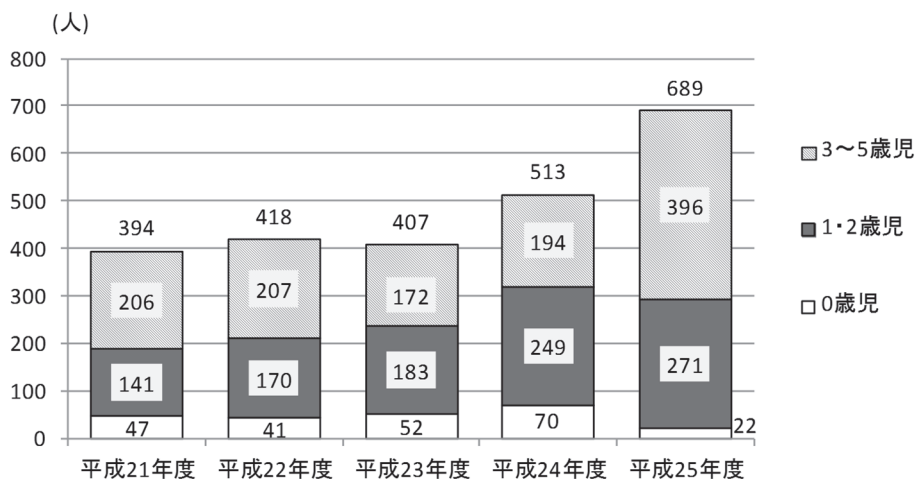
※各年4月1日時点

ウ 認可外保育施設

認可外保育施設は認可保育所以外の事業所内保育所等を含む保育施設です。平成25年度の認可外保育施設は、29か所で保育事業を行っています。

本市に所在する認可外保育施設の利用者数は増加しています。平成21年度の認可外保育施設の利用者数は394人でしたが、平成25年度の利用者数は689人で295人増加しました。

図表42 認可外保育施設利用者数の推移

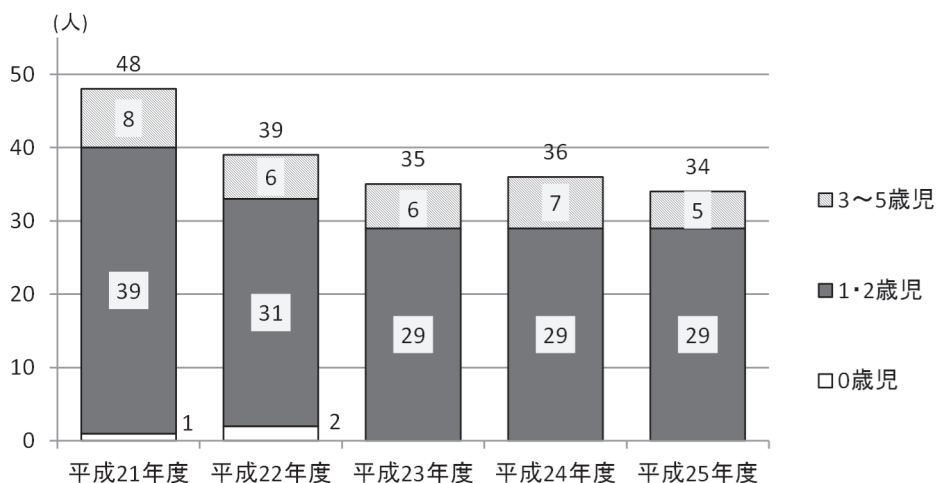


※各年4月1日時点

エ 待機児童数

本市の待機児童数は、平成21年度以降減少傾向にあります。平成21年度の待機児童数は48人、平成25年度は34人でした。年齢別にみると、1・2歳児が大部分を占めています。

図表43 待機児童数の推移



※各年4月1日時点

(2) 地域子ども・子育て支援事業の内容と利用状況

① 地域子ども・子育て支援事業の概要

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施することとされています。各事業の概要と、本市における事業の実施状況は以下のとおりです。

図表44 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業の概要	実施状況
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	新規事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	実施
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	実施
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業	実施
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	実施
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	実施
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	実施
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	実施
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	実施
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	新規事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	新規事業

出所：「内閣府子ども・子育て会議資料」

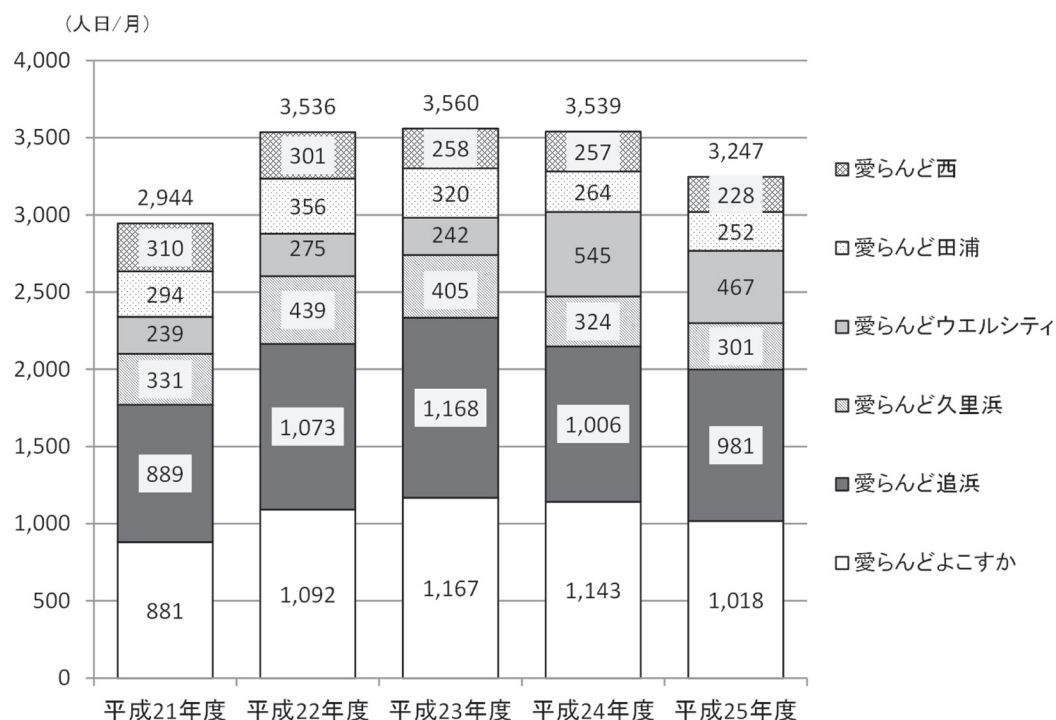
② 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

ア 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを相談したり、情報の提供を受けることのできる場を提供する事業です。本市では市内に6か所（愛らんどよこすか、愛らんど追浜、愛らんどウェルシティ、愛らんど田浦、愛らんど久里浜、愛らんど西）で実施しています。

平成25年度における月平均の利用延べ人数は、愛らんどよこすかが1,018人日/月、愛らんど追浜が981人日/月、愛らんど久里浜が301人日/月、愛らんどウェルシティが467人日/月、愛らんど田浦が252人日/月、愛らんど西が228人日/月となっています。

図表45 地域子育て支援拠点(愛らんど)の月当たりの利用状況

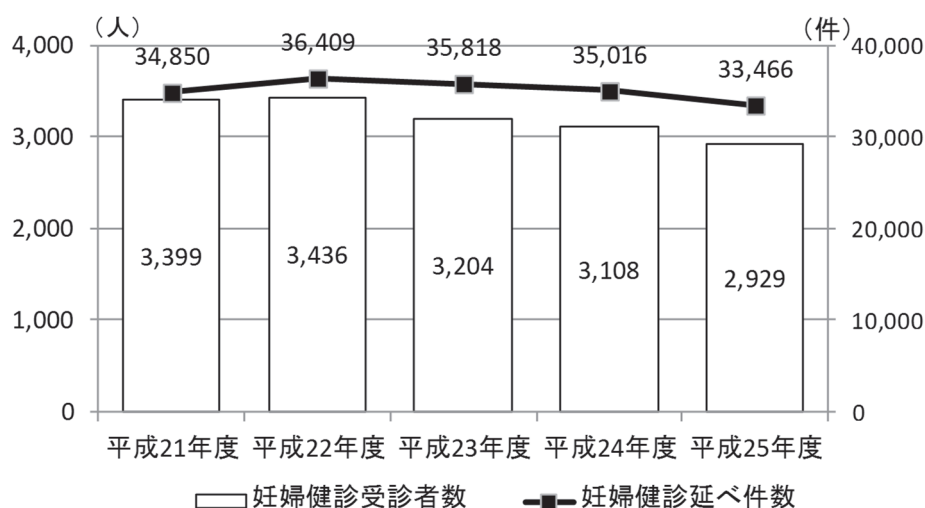


また、本市の類似事業として、わいわい広場（出張親子サロン）を開催しています。みんなの家やコミュニティセンター等の地域の身近な場所に子育てアドバイザーが出張し、子育て中の親子が集い、情報交換を行ったり、子育てアドバイザーに不安や悩みを相談することのできるサロンです。平成25年度は、市内11か所で開催し、延べ2,281人が参加しました。

イ 妊婦健康診査

妊婦と赤ちゃんの健康を守るために、医療機関・助産所で行う健康診査費用の一部を補助する事業です。本市では、平成21年度から妊婦一人当たり最大で16回の妊婦健康診査の助成を行っています。妊婦健康診査の受診者数は平成21年度の3,399人から、平成25年度の2,929人に減少しました。妊婦健康診査の延べ件数は平成25年度が33,466件で、妊婦一人当たりの平均受診回数は約11.4回となっています。

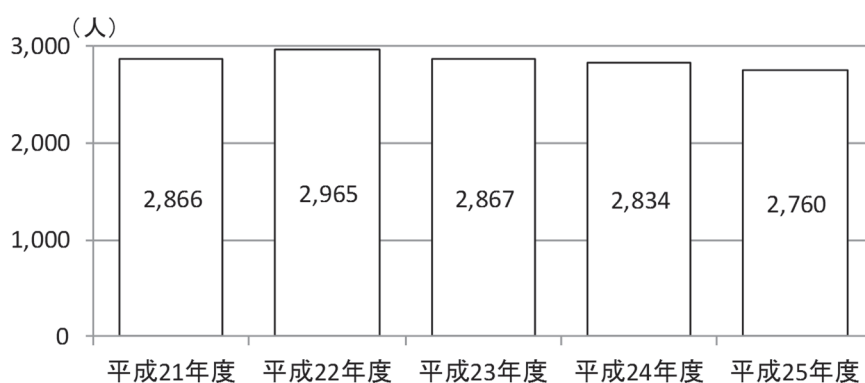
図表46 妊婦健康診査の受診者数と延べ件数の推移



ウ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。平成25年度の訪問数は2,760人となっています。

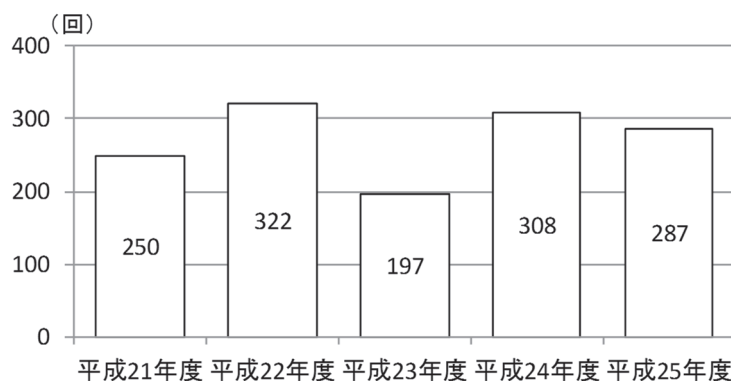
図表47 乳児家庭全戸訪問事業の訪問数の推移



エ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

さまざまな理由で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担軽減や環境改善を図る事業です。平成25年度の養育支援訪問延べ回数は287回でした。

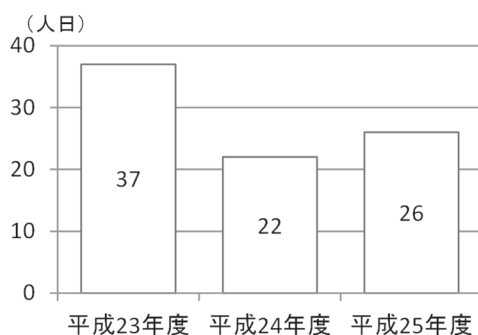
図表48 養育支援訪問事業の訪問延べ回数の推移



オ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かる事業です。本市では平成23年度からしらかばベビーホーム及びしらかば子どもの家で事業を実施しています。ショートステイ事業の利用実績（0歳から18歳未満）は、平成25年度に延べ26人日の利用がありました。

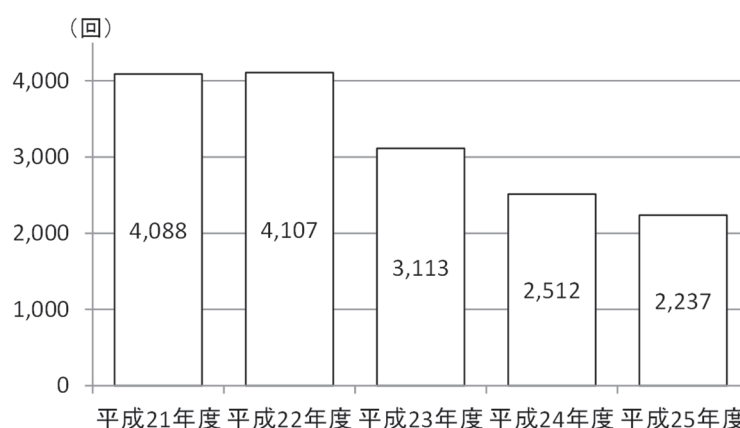
図表49 子育て短期支援事業(ショートステイ)の年間の利用延べ回数の推移



カ ファミリー・サポート・センター事業

保育施設等への送迎、開始時間前・帰宅後の子どもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。平成25年度末時点の会員数は、「よろしく会員」（援助を受けたい人）が1,878人、「おまかせ会員」（援助したい人）が572人、「どっちも会員」が164人です。平成25年度の利用実績は、2,237回でした。

図表50 ファミリー・サポート・センター事業の利用延べ回数の推移

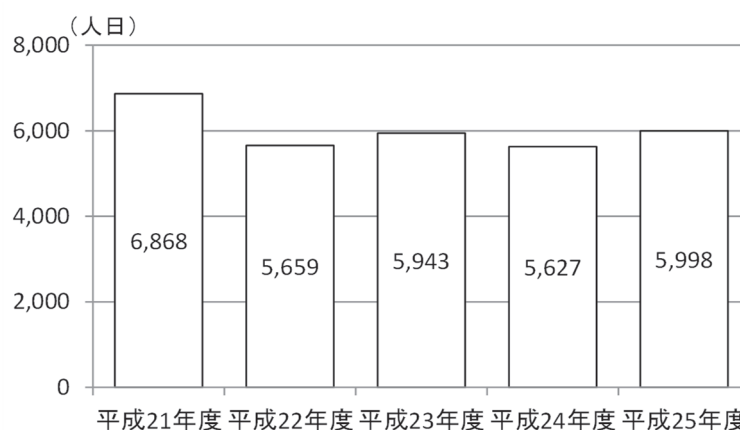


キ 一時預かり事業（保育所）

保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、一時的に子どもの保育を行う事業です。本市では、保育所における一時預かり事業を市内8か所で実施しています。

年間の利用実績（利用延べ人数）は、平成21年度に6,868人日、平成25年度に5,998人日となっています。

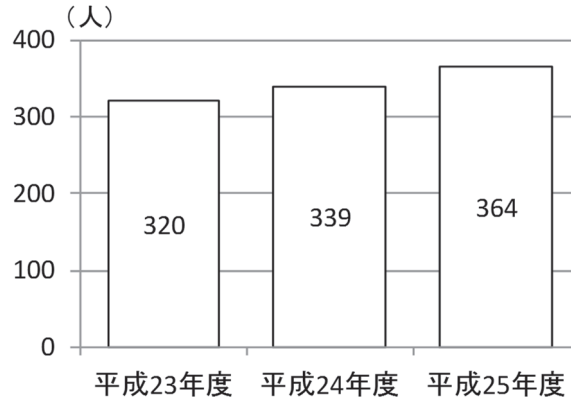
図表51 一時預かり事業（保育所）の年間の利用延べ人数の推移



ク 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）

幼稚園の預かり保育事業は、幼稚園の在園児を対象として保護者の就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、標準的な教育時間終了後等に保育を行う事業です。平成25年度に、市内36か所で実施しています。

図表52 幼稚園の預かり保育の1日あたりの平均利用者数の推移



※幼稚園預かり保育の実施各園が算出した1日当たりの利用人数

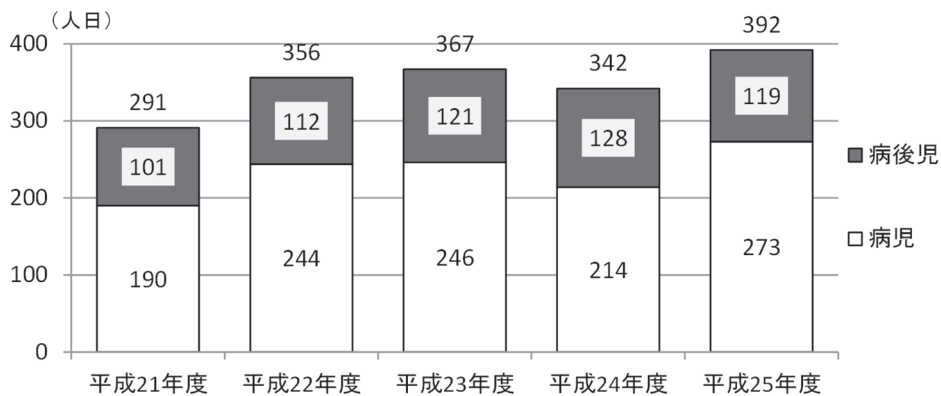
ケ 延長保育事業

就労時間の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所を利用している子どもについて、通常の保育時間以外に保育を実施する事業です。平成25年度に市内41か所で実施し、利用人数は2,008人でした。

コ 病児・病後児保育事業

保護者の事情により一時的に家庭で保育できない病気や、病気回復期の子どもを預かる事業です。本市では、乳幼児健康支援デイサービスセンターで実施しています。病児・病後児保育の利用実績は、平成25年度は、延べ392人日の利用があり、そのうち、病児が273人日、病後児が119人日となっており、病児の利用が多い傾向があります。

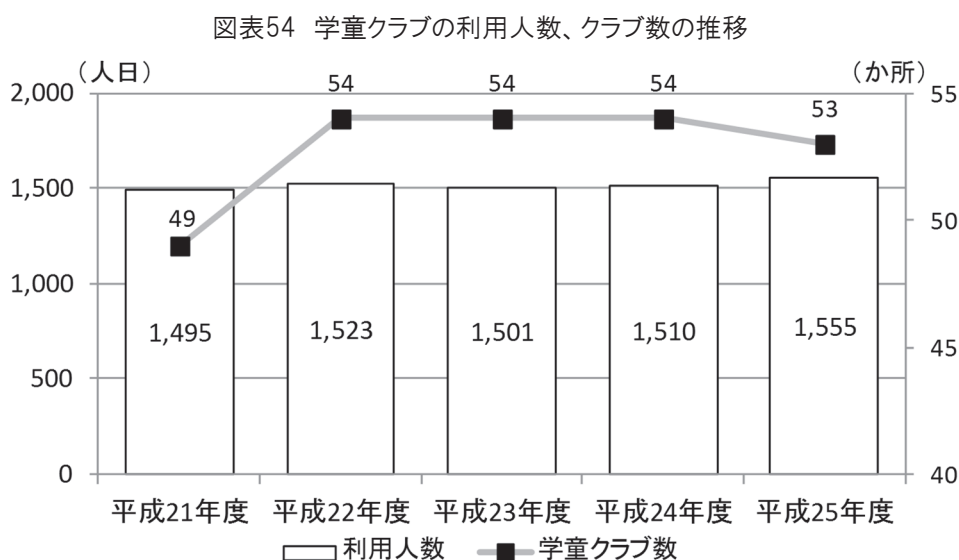
図表53 病児・病後児保育事業の利用状況(年間利用延べ人数)の推移



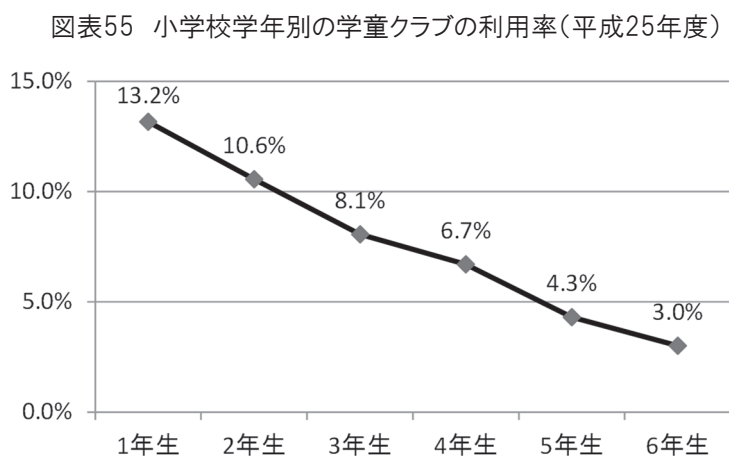
サ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後や学校の長期休業中に安全で充実した生活がおくれるような場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

市内の全ての学童クラブは、保護者や法人等が組織した運営委員会が指導員を雇用し運営しています。平成25年度当初で学童クラブ数は53か所、利用人数は1,555人となっています。平成25年度の小学校児童全体に対する学童クラブの利用者の割合は7.5%となっています。学年別では1年生が13.2%、2年生が10.6%、3年生が8.1%、4年生が6.7%、5年生が4.3%、6年生が3.0%となっています。学年が上がるにつれ利用率が低下しています。



※各年4月1日時点
 ※学童クラブの利用人数は交付申請人数

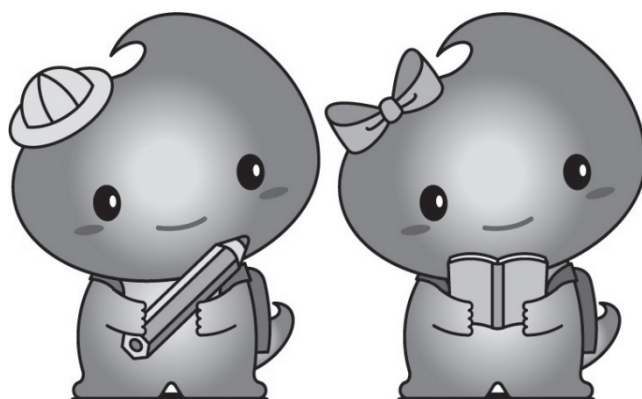


※各年4月1日時点
 ※学童クラブの利用率は本市小学校児童数（学校基本調査）に対する学童クラブ利用者の割合

類似の事業として、本市では「わいわいスクール」と、「ランドセル置場」を実施しています。

わいわいスクールは、開設校の子どもを対象に放課後プレイルームを利用し、子どもの豊かな人間性の育成をねらいとして、異年齢の子どもたちが集い、交流できる場を提供しています。平成25年度の開設校は6校で、利用延べ人数は15,146人日でした。

ランドセル置場は、放課後、就労等により保護者が不在の小学校低学年の子どもが、事前に利用したい施設に登録することにより、下校後、直接各施設を利用する制度です。市内の青少年会館とみんなの家（15か所）で実施しています。平成25年度の登録児童数は248人となっています。



(3) よこすか次世代育成プランの目標の達成状況

よこすか次世代育成プランで定めた各子育て支援事業の目標値と平成25年度までの達成状況は以下のとおりです。

図表56 よこすか次世代育成プランの達成目標と達成状況

事業名	平成20年度末 実績	平成25年度末 実績	平成26年度 目標
① ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所
② 家庭的保育事業	家庭保育福祉員 17人	家庭保育福祉員 8人	家庭保育福祉員 20人
③ 地域子育て支援拠点事業	センター型2か所 親子サロン4か所	センター型2か所 親子サロン4か所	センター型4か所 親子サロン4か所
④ 通常保育事業	40か所 定員3,666人	41か所 定員3,902人	41か所 定員3,910人
⑤ 延長保育事業	39か所	41か所	41か所
⑥ 休日保育事業	1か所	1か所	2か所
⑦ 特定保育事業	1か所	1か所	1か所
⑧ 一時預かり事業	8か所	8か所	8か所
⑨ 幼稚園の預かり保育	34か所 夏休み20か所	36か所 夏休み20か所	34か所 夏休み20か所
⑩ 病児・病後児保育事業	1か所 年間延べ368人	1か所 年間延べ392人	1か所 年間延べ472人
⑪ ショートステイ事業	0か所	1か所	1か所
⑫ 放課後児童健全育成事業	46か所 1,450人利用	53か所 1,537人利用	60か所 1,800人利用
⑬ ジュニアリーダー養成事業	ジュニアリーダー 登録数69人	ジュニアリーダー 登録数69人	ジュニアリーダー 登録数94人
⑭ 青少年健全育成協力店事業	172店舗登録	264店舗登録	300店舗登録
⑮ 里親委託率	11%	15.6%	15%

5. プランで取り組むべき課題と課題解決に向けた方向性

(1) 急速に進む人口減少と少子化への対策

本市は、海や緑に恵まれた、気候温暖な住み良いまちであります。少子化を伴う人口減少が以前にも増して進んでいます。少子化の背景には、未婚化や晩婚化の進行、経済的な負担をはじめとする子育ての負担により、希望する数まで子どもを持ってないこと等の要因があります。さらに平成26年1月に総務省が発表した「住民基本台帳人口移動報告」で、本市は全国の自治体の中で最も社会減（転出が転入を上回る）が多いことが明らかになりました。この少子化を伴う人口減少の進展により、異年齢の中で育つ環境や、集団で育つ機会が減少していると考えられます。

このような状況のもと、本市では、定住促進のための取り組むべき方針と、具体策を盛り込んだ「横須賀市都市イメージ創造発信アクションプラン」を策定し、定住促進の主たる世代（20歳台から40歳台）から「住むまち」として選ばれるような施策を強化してまいります。

(2) 共働き家庭の増加と「仕事と子育ての両立」への支援

共働き家庭や女性就業者数の増加等による保育ニーズが高まり、保育所定員等の拡充を進めていますが、依然として待機児童が存在しています。

仕事と子育ての両立をめぐるっては、就労の継続を希望しながらも、子育ての両立が困難であるとの理由により退職する保護者が存在するなど、出産及び子育てに伴う就労の継続が少なからず厳しい状況にあります。一般的に育児休業の制度化が進み、男女ともに育児休業を取得することが推奨されていますが、職場の雰囲気や、経済的な理由等により育児休業を実際に利用することのできない場合も多く存在しています。

今後労働力人口が大きく減少することが見込まれる状況において、国では「成長戦略」のひとつとして女性の活躍を掲げるなど、女性の活力による社会の活性化の観点から、女性の就労支援や、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備がより一層求められ、本市においても、出産後に就労を希望する世帯に対して、教育・保育施設や学童クラブ等の設置を進めるなど、仕事と家庭の両立が図れる取り組みを行います。

子育て中の母親の就労する割合が増えている状況から、父親の子育てへの参加に関する社会的な意識が高まっているものの、依然として子育てに関する家族の協力や理解が得られて

いないと感じている母親も少なくありません。その背景には、父親の長時間労働や、単身赴任等の就労状況により、日常的に子育てにかかわることが難しいという実情があります。子育てをする母親の孤立感を和らげるためにも、また、父母ともに子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる地域社会をつくるためにも、父母ともに子育てを行うことを支援していくことが重要です。母親の負担感や孤立感を和らげられるよう、仕事と子育ての両立を支援する環境の充実を図っていくとともに、父親のための子育て講座や、交流の場の提供等父親への子育ての参画に対する啓発を図ります。

(3) 子育てに対する不安や負担を軽減するための支援

核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化等さまざまな要因から、子どもや青少年が祖父母や地域の住民等多くの人とかかわり、助言や支援を受け、育つことが難しい状況となっています。核家族化により家族の規模が小さくなることで、子育てに対する不安や負担が高まる背景となっています。現在子育てしている親の世代についても、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで、子どもと触れ合う経験が少ないまま親となる場合も増えています。また、共働き世帯の割合が増加していますが、保護者のどちらかが子育てに専念することを希望する世帯も多く存在します。なかでも、幼稚園や保育所に未就園の子どもを持つ家庭では、日常的に子育てを見守り相談できる第三者を得ることが難しく、子育ての不安や負担が高くなる傾向にあります。

子育て中の親が気軽に集い、相談できる場所の提供や相談体制の充実を図り、子育てに悩みを抱える保護者等の支援を行います。さらに、家庭、地域、学校、教育・保育施設、行政機関等社会のあらゆる人たちがかわりを持ち、子どもの育ちを社会全体で見守ることができるような支援やネットワークづくりを進めます。また、家庭においては、子育てに対するさまざまな不安や負担を和らげ、子どもとしっかり向き合いながら、親が子どもと一緒に成長し、子育てに対して、喜びや充実感を持てるような環境の実現を図ります。

さらに、次世代の親の育成の観点から、子どもを産み育てる意義を理解できるよう、青少年が乳幼児に触れる体験等を学校との連携により推進します。

(4) 多様な子育てニーズに対する利用者支援の充実

本市に住む子育て家庭の子育て支援に対するニーズは、さまざまです。

未就園の子どもを持つ家庭では、緊急時やリフレッシュ等で利用する一時預かり、親子の居場所や集いの場等の地域における子育て支援、子育てに関する相談等の要望が高くなっています。子どもが幼稚園に就園している家庭では、幼稚園の預かり保育、認定こども園への要望が高い傾向にあります。共働きの家庭では、認可保育所や認定こども園等の保育サービス、学童クラブをはじめとする小学校の放課後の居場所、病児・病後児保育等への要望が高い傾向にあります。また共通して、子育てに関する経済的負担の軽減を求める声が多くありました。

子どもの年齢、保護者の就労状況や、家族構成等多様な子育てニーズに対応できるような相談、支援、環境の充実及び質の高い教育・保育の提供を図ります。また、これら市民からの要望の強い事業の中には、現在の事業の利用率がそれほど高くない事業が存在しています。さまざまな子育て支援事業を実施する一方で、利用者の必要とする支援ニーズをくみ取り、利用できる制度をわかりやすく情報提供していくような利用者支援が求められています。さらに、子育て支援事業を周知していくとともに、利用者利便性の向上に努めます。

(5) 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況等により、深刻な困難を抱えやすく、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

これら特に支援を必要とする子どもとその家庭に必要な支援を行うとともに、児童虐待に関する予防や早期発見の観点から関係機関の連携強化を行います。

① 児童虐待防止対策の充実

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命をも脅かす児童虐待の発生は依然として増加傾向にあります。学校、教育・保育施設、乳幼児健診、医療機関等において児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の発生そのものを予防できるよう関係機関等と連携するとともに、児童虐待予防に向けた取り組みを行います。

② ひとり親家庭等の自立支援

本市ではひとり親の核家族世帯が増加しています。ひとり親家庭では、子育て、経済面、健康面の不安等、生活の中に多くの課題を抱える傾向にあります。ひとり親家庭が子育てをしながら自立できるよう就労相談等の支援体制を充実するとともに、必要に応じて経済的な支援等を行います。

③ 障害児施策の推進

障害のある子どもが増加している状況の中で、障害のある子どもへの支援を望む意見があります。障害児施設や事業等の必要な環境整備に努め、障害の有無によらず、ともに生き、支え合うことができるよう必要な支援を図ります。また、病気や発達障害等の発見、早期の治療・療育に向けた取り組みを行うとともに、福祉・保健・教育等の関係機関が連携した支援を図ります。

④ 子どもの貧困対策

大綱で示された我が国の子どもの貧困率は、16.3%（平成25年）とされ、17歳以下の子どもの約6分の1が経済的に困窮しているといわれています。

この状況は子ども達に責任があるものではなく、経済的に困窮しているため、結果的に教育の機会が失われたり、将来が閉ざされるといったことは、あってはなりません。

子どもの育つ力を育み、子ども達が将来に希望が持てるよう、子どもの成長や家庭状況に応じた支援を図るとともに、子どもの貧困に関する調査・把握に努め、有効な施策の充実に役立てていきます。

(6) 子どもや青少年が健やかに成長するための環境づくり

青少年の場合には、自身が多感な時期であり、また、生活範囲が広くなることなどから、自身の勉強や将来、クラブ活動、友達との関係等青少年特有の悩みがあります。子どもや青少年が将来に希望を持ち、自身でたくましく健やかに育つ力を持てるような環境の実現を目指します。

以上のような、子どもとその家庭をめぐる課題解決の重要性を鑑みて、本市の人口減少及び少子化への対応を前提として、プランを以下の方向性で推進いたします。

- 1.** 子どもや青少年が自身でたくましく、健やかに育つ力を持つような環境の実現を目指します。
- 2.** 親が子どもと一緒に成長できるよう、家族の絆や、家庭の温かさを感じながら、子育てに喜びや充実感がもてる環境を実現します。
- 3.** 子育てに対するさまざまな負担や不安、孤立感を和らげ、子どもとしっかり向き合えるような環境づくりに取り組みます。
- 4.** 家庭、地域、学校、教育・保育施設、医療機関、行政等が一体となり、子どもが成長する過程でさまざまな知識や経験を得て、地域への愛着と誇りを持ちながら、将来に対して夢や希望が描けるような社会環境を実現します。